

理事及び監事並びに評議員報酬等規程

(令和7年1月1日施行)

社会福祉法人 黎明会

理事及び監事並びに評議員報酬等規程

(総 則)

第1条 社会福祉法人黎明会（以下「法人」という。）の理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬の支給)

第2条 理事のうち、定款第4条に定める事務所を主たる勤務場所として、原則として週3日以上法人業務に従事する常勤の会長、理事長及び常務理事（以下「常勤役員」という。）の報酬は、年俸制とする。

(報酬の額)

第3条 常勤役員の報酬は、評議員会で定めた理事及び監事並びに評議員の報酬総額の範囲内とする。

2 常勤役員の報酬は、評議員会が定めた別表の年俸表に基づいて、理事会で決定する。

3 常勤役員の報酬は、月を単位として支払うことができる。この場合の月額報酬は年俸の1/2分の1の額とする。

4 常勤役員に対しては、通勤手当を支給する。支給額については、給与規程第20条を準用する。

5 常勤役員及び当法人の職員である理事以外の理事及び監事並びに評議員に対しては、法人の主催する会議に出席（特に重要な案件について決議の省略による文書審議を行った場合を含む）したときに次の報酬を支給する。但し、交通費の額が10,000円を超える者に対しては、当該交通費の額と10,000円との差額を支給するほか、国家公務員の旅費規程に準じて、宿泊費を支給することができる。

1日当たり

理事 33,411円

(交通費等を含む。ただし、特に重要な案件についての決議の省略による場合は22,274円)

監事 55,685円

(交通費等を含む。ただし、特に重要な案件についての決議の省略による場合は44,548円)

評議員 33,411円

(交通費等を含む。ただし、特に重要な案件についての決議の省略による場合は22,274円)

(報酬の支給方法)

第4条 常勤役員に対する報酬は、給与規程第6条第1項及び同条第3項の規定を準用し、支給する。

2 報酬は、常勤役員が指定する本人名義の金融機関口座に振込み支給するものとする。

3 常勤役員及び当法人の職員である理事以外の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、会議に出席した都度、現金で支給する。ただし、理事及び監事並びに評議員の指定する本人名義の金融機関口座に振込み支給することができる。

(退職金)

第5条 常勤役員が退任したときは、評議員会の決定によって退職金を支給する。

- 2 退職金の額は、在任期間の年数に退任時の月額報酬の額を乗じて得た額とする。
- 3 前項の在任期間に1年未満の端数月がある場合は、その月数（1箇月未満の端数日は、1箇月とする。）に月額報酬の額を12で除した額を乗じて得た額を、前項の額に加算する。
- 4 常勤役員に当法人の運営等の改善に顕著な功績がある等の特別な事情がある場合は、前2項の規定によって算出された金額について、評議員会の同意を得て5割を上限として上乗せすることができる。

なお、上乗せ額については、在任期間に応じて上乗せ率を乗じた額を基準とする。

* 退職金の在任期間別上乗せ率

常勤役員としての在任期間	退職金上乗せ率
1年以上 2年未満	10%
2年以上 4年未満	20%
4年以上 7年未満	30%
7年以上 12年未満	40%
12年以上	50%

- 5 退任が死亡による場合は、その遺族に退職金を支給することができる。

(特別功労金)

第6条 退任する非常勤の理事（当法人の職員である理事を除く）及び監事並びに評議員（以下「非常勤役員」という。）が長きに亘り非常勤役員として勤めた者であって、第2項に規定する要件に該当する者に対し、評議員会の決定によって特別功労金を支給することができる。

- 2 特別功労金の支給にあたっては、次の条件をいずれも満たしている場合に支給することができる。

（1）退任する非常勤役員としての在任期間が通算10年以上であること。

（2）非常勤役員としての在任期間中に法人運営に対する積極的な指導提言を行ってきたこと、又は当法人の福祉・医療サービス充実のために多大な貢献を行ってきたこと等の顕著な功績があること。

- 3 特別功労金は在任期間の年数を考慮して、次のとおり在任期間に応じて評議員会が決定した額とする。

* 特別功労金支給基準額

非常勤役員としての在任期間	特別功労金支給額
10年以上15年未満	500,000円
15年以上20年未満	1,000,000円
20年以上25年未満	2,000,000円
25年以上	3,000,000円

- 4 前条の第5項の規定は特別功労金に準用する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表する。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、その都度評議員会の議決による。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。

改正後の別表は、令和5年6月22日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和6年2月1日から施行する。

第6条の規定は、令和5年6月22日から適用する。

附 則

改正後の規程は、令和7年1月1日から施行する。

第5条の規定は、令和7年1月1日から適用する。

改正後の別表は、令和7年1月1日から適用する。

(別表)

年俸表

(単位：万円)

	勤務評価							
	SS	S	A	B	C	D	E	F
会長 理事長	1,478	1,344	1,290	1,230	1,170	1,110	1,056	966
常務理事		1,236	1,182	1,128	1,074	1,020	966	912

* 業績評価について

業績評価については原則として2年毎に行うこととする。

なお、業績評価にあたっては、法人としての業績が改善した場合、もしくは法人として懸案となっている事項が改善された場合に1ランク引上げることができる。

一方、法人としての業績が悪化した場合、もしくは法人として懸案となっている事項が改善されなかった場合においては、業績評価1ランクの引下げを行うことができる。

* 理事長及び常務理事については、新任の場合はCランクに位置付けることを原則とする。